給与支払者各位

和泊町長 前 登 志 朗 (公 印 省 略) 知名町長 今 井 力 夫 (公 印 省 略)

令和5年分給与支払報告書の提出について(お願い)

平素から, 両町の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、地方税法に基づき令和5年分の給与支払報告書を提出していただくこととなりますが、毎年11月に開催しておりました年末調整説明会は、令和3年以降は開催しないこととなっています。それに伴い和泊町・知名町からの給与支払報告書の提出についても口頭での説明ができないため、下記事項に十分留意の上、提出して下さいますようお願い申し上げます。

なお、国税庁ホームページでは、年末調整に関する映像資料をご覧になることや、年末調整関係用紙をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

記

- 1. 提出期限 <u>令和6年1月31日(水)</u> 必着 (大量の事務処理になるため、なるべく早めの提出にご協力をお願いします。)
- **2. 提 出 先** (問合先)

和泊町役場税務課 〒891-9192 大島郡和泊町和泊10 Tm 0997-84-3514(直) 知名町役場税務課 〒891-9295 大島郡知名町知名307 Tm 0997-84-3154(直)

- 3. 提出の対象となる人
  - (1)令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に1度でも給与等を支払った従業員について 報告してください。 (アルバイト, パート, 乙欄についても併せて提出をお願いします)
  - (2) 令和6年1月1日現在,在職者の方 令和6年1月1日現在の住所所在地の市区町村へ提出
  - (3)令和5年中に退職した方 退職時の住所所在地の市区町村へ提出
- (注1) 所得税の源泉徴収税額がない方や年末調整を行わない方,個人で税務署へ確定申告をする 方や個人事業主が支払う事業専従者給与についても,給与支払報告書の提出が必要です。
- (注2) 退職者についても,退職日現在にお住まいの住所所在地の市町村に給与支払報告書を提出 いただく必要があります。(地方税法第317条の6)

## 4. 提出する書類

## (1) 給与支払報告書(総括表)と区分表

令和6年度の町県民税を特別徴収(会社で天引きして納付)できる人と、普通徴収(各自納付)する人を区分するものです。税理士事務所等に作成を依頼している場合は、総括表・区分表と特別徴収できる人の名簿を税理士事務所等へ提出してください。

- 注) 総括表の受給者総人員→全給与等支給者数 報告人員→各市町村に提出する報告者数 例) 知名町5人和泊町3人の場合 受給者総人員→8人 報告人員 5人又は3人
- (2)給与支払報告書(個人別明細書)
- ①1人につき2枚提出して下さい。(**複写で作成される「源泉徴収票」は他の所得と合算し** て所得申告をする時や諸手続きに必要ですので従業員に早めに交付して下さい。)
- ②提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し摘要欄に「**訂正分」と朱書**して速やかに再提出してください。
- ③同姓同名の方がいらっしゃいますので,氏名の**フリガナと生年月日は正確に記入漏れがないように**してください。
- ④扶養控除,配偶者控除,寡婦/ひとり親控除の対象者について
  - ●扶養控除は所得額48万円以下である事、他の納税者が扶養控除の対象者としていない事、専従者給与の支給を受けていない事を確認し、扶養控除等申告書に基づき作成してください。(税額に大きく影響しますので扶養控除等申告書は正確に作成するよう従業員に指導をお願いします。)
  - ●寡婦/**ひとり親**控除の対象者は,本年12月31日の現況により判断し,該当者と思われる 従業員に記入漏れが無いか確認をお願いします。
- ⑤他の事業所での給与が含まれている場合,給与の支払金額は他の事業所分を合算した金額 を記入し、摘要欄にその内容(会社名・給与の支払金額・社会保険料・源泉徴収税額・退 職年月日)を必ず記入してください。
- ⑥国民健康保険に加入している従業員がいる場合は,税務課窓口で納付確認書を発行いたします。給与支払者で一括して請求できますが,納付期限の関係上令和6年1月5日以降にお越しください。
- ⑦給与支払報告書にマイナンバーを記載してください。ただし,源泉徴収票にマイナンバー は記載しないでください。
- ⑧住宅借入金等特別控除額がある方は住借可能額のみではなく,年末調整の「住宅借入金等特別控除申告書」の内容を確認し居住開始年月日及び年末残高も記入してください。